

1. 補助金支出一覧(令和3年度予算)

一般会計

(単位:円)

番号	所管	支出名称	支出先	3年度当初	2年度当初	交付目的	事業概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
1	健康局 総務部 総務課	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金	(地独)大阪健康安全基盤研究所	624,369,000	20,884,000	公衆衛生に係る調査研究等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的支援を行う(地独)大阪健康安全基盤研究所が実施する施設又は設備の整備に係る事業に対して補助を実施することにより、安定的な研究所の運営を図り、住民の健康増進及び生活の安全確保に資することを目的とする。	(地独)大阪健康安全基盤研究所に対して、施設又は設備の整備に要する経費(大阪府が法人に対して補助する経費等、補助金のほかに法人に措置される経費を除く)の10/10に相当する額を上限として補助する。	H29	R4
2	健康局 総務部 総務課	大阪市立大学医学部附属病院の小児・周産期医療機能強化に係る施設整備補助金	(大)大阪	255,755,000	341,780,000	市立大学医学部附属病院における小児・周産期医療を拡充することで、もと住吉市民病院が担ってきた医療の一部を実施し、市南部基本保健医療圏の充実・強化を図る。	市立大学医学部附属病院が実施する産科10床の拡充及び新生児室(健児用)の増設、産科の増床に伴い増加する新生児(病児)等に対応するための小児科病棟の整備に要する経費の10/10に相当する額を上限として補助する。	R2	R3
3	健康局 健康推進部 健康施策課	夜間歯科救急診療支援事業補助金	(一社)大阪府歯科医師会	7,314,000	7,314,000	大阪市における歯科初期救急医療体制を確保するため、夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して補助を実施することにより、市民が安心して暮らせる歯科救急診療体制の確保を図る。	夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対して、事業実施に要する報償費及び旅費、需用費等より、事業実施により得る診療収入及びその他の収入、また、府域における歯科救急体制確保の役割も兼ねる事による大阪府が補助対象とする額を控除した額の1/2を補助する。(補助上限:7,314千円)	H16	R5
4	健康局 健康推進部 健康づくり課	健康増進活動事業補助金	健康増進活動を実施する事業者	2,735,000	3,185,000	一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的として行う健康増進活動を補助することにより、健康づくり並びに市民の健康の保持と増進を図ることを目的とする。	一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的として実施する講演会、調理実習、体操教室、歩育教室などの活動に要する費用の1/2を補助する。(補助上限70千円)	H23	R4
5	健康局 健康推進部 健康づくり課	公衆衛生活動事業補助金	公衆衛生活動を実施する事業者	6,328,000	6,415,000	大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、医師による三次予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること)の普及啓発を補助することにより、本市の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、三次予防の普及を目的として実施する医療相談・講演会に要する費用の1/2を補助する。(補助上限341千円)	S45	R4
6	健康局 健康推進部 生活衛生課	公衆浴場衛生向上事業補助金	市内公衆浴場	80,430,000	81,641,000	浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対し、経常的な衛生水準維持にかかる経費及び基幹設備整備にかかる経費を補助することにより、一般公衆浴場の継続的な衛生水準の確保を図り、市民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持している一般公衆浴場に対して経常的な衛生水準維持にかかる経費(薬剤等消耗品・水質検査・空気調和装置フィルター交換等)及び基幹設備整備にかかる経費(熱源給水設備(煙突含む)・水質浄化設備・空気調和装置等の更新・補修)に対し、1/2相当額を補助する。基幹設備整備にかかる緊急工事の更新・補修の場合は、1/4相当額を補助する。 ・衛生水準維持経費:補助上限10万円 ・基幹設備整備経費:補助上限250万円(緊急工事の場合の補助上限10万円を含む)	S49	R3

1. 補助金支出一覧(令和3年度予算)

一般会計  
(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	3年度当初	2年度当初	交付目的	事業概要	事業開始年度	終了又は次回検証年度
7	健康局 健康推進部 生活衛生課	公衆浴場住民等相互交流活性化事業補助金	一般公衆浴場または複数の一般公衆浴場で構成する団体	3,200,000	3,200,000	一般公衆浴場が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、一般公衆浴場の活性化及び浴場を拠点とした住民等相互の交流の促進を図り、もって公衆衛生の向上及び健康増進に寄与することを目的とする。	一般公衆浴場または複数の一般公衆浴場で構成する団体が行う公衆浴場住民等相互交流活性化事業に対し、その経費の1/2を補助する。 補助上限: 補助事業を実施する浴場数に応じる (構成浴場数) (補助上限) 【個別】 1浴場 50千円 【有志団体】 2~9浴場 100千円 10~19浴場 150千円 20~29浴場 200千円 30浴場以上 250千円	R1	R3
8	健康局 保健所 感染症対策課	骨髄等提供者(ドナー)に対する助成制度	骨髄等提供者(以下ドナー)	3,360,000	-	ドナーの負担軽減を図り、更なる骨髄等の移植の推進及び骨髄バンクドナー登録の増加を目的とする。	骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数に2万円を乗じた額を助成する。(補助上限140千円)	R3	R5
9	健康局 保健所 感染症対策課	結核定期健康診断補助金	私立学校・社会福祉施設	2,327,000	2,404,000	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の規定に基づき、学校または施設の長が行う定期の健康診断に要する費用に対して補助を行う。	定期の健康診断にかかる費用のうち、その補助対象経費から当該年度におけるその実施に関する収入額を控除した額と、補助基準額とを比較して、その少ない方の金額の2/3を補助する。 【補助基準額】 ・レンズカメラによる間接撮影:80円 ・70mmミラーカメラによる間接撮影:95円 ・100mmミラーカメラによる間接撮影:123円 ・直接撮影:123円 ・精密検査:123円	S26	R3
合計				985,818,000	466,823,000				